

○富山市老人憩いの家条例

平成17年4月1日

富山市条例第154号

改正 平成17年9月30日富山市条例第327号

平成22年3月25日富山市条例第15号

平成24年3月21日富山市条例第2号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 老人に対し、教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康増進に寄与するため、老人憩いの家(以下「憩いの家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市水橋老人憩いの家	富山市水橋伊勢屋28番地
富山市東老人憩いの家	富山市荒川四丁目1番83号

(事業)

第3条 憩いの家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 休養のための施設の提供
- (2) 集会のための会場の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に憩いの家の管理を行わせる

ものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 憩いの家の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 憩いの家の使用の承認に関する業務
- (4) 憩いの家の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、憩いの家の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 憩いの家の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 憩いの家の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用者の範囲)

第4条 憩いの家を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認について、憩いの家の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 物品の販売その他の営利行為をしようとするとき。
- (3) 施設又は附属設備を破損又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、憩いの家の管理上支障があると認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、第5条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用承認の条件に違反したとき。

2 前項の規定の適用により使用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、同項の使用料を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第 10 条 使用者は、その使用を終了したとき（第 7 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第 11 条 施設等を破損又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市老人憩いの家条例（昭和 53 年富山市条例第 6 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日富山市条例第 327 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市老人憩いの家条例第 5 条第 1 項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市老人憩いの家条例第 5 条第 1 項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日富山市条例第 15 号）

この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日 富山市 条例 第 2 号）抄
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 富山市 条例 第 4 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 9 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区分	金額（円）
1 回につき	100